

平成 30 年 6 月 26 日

石川県金沢市「宿泊税」の新設

石川県金沢市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設される金沢市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	石川県金沢市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅
税収の用途	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅
納税義務者	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅
税率	一人一泊について、宿泊料金が ・2万円未満のもの 200円 ・2万円以上のもの 500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（初年度）660百万円 （平年度）720百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（初年度）23百万円 （平年度）43百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・平成 30 年 3 月 23 日 金沢市議会にて条例案可決
- ・平成 30 年 3 月 29 日 総務大臣協議
- ・平成 30 年 6 月 26 日 総務大臣同意
- ・平成 31 年 4 月 1 日 条例施行（予定）

担当：自治税務局企画課 西脇係長、安山
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659